

熊本県がん検診従事者（機関）認定協議会設置要項

（設 置）

第1条 熊本県におけるがん検診の充実・精度管理を図るため、熊本県と連携し、認定・講習事業の実施等を目的に熊本県がん検診従事者（機関）認定協議会（以下認定協議会）を熊本県医師会の中に設置する。

（協議事項）

第2条 認定協議会はがん検診の充実を図るため、検診従事者（機関）の認定・講習について必要な事項について協議する。

（構 成）

第3条 認定協議会は別表にあげる学識経験者・行政・医師会等からの協議会委員で構成する。

2 認定協議会委員の任期は、公益社団法人熊本県医師会役員任期と同様とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（認定協議会の役員）

第4条 認定協議会に会長を置く。

2 会長は、熊本県医師会長とする。

3 会長は、会務を総理する。

4 認定協議会に副会長2名を置くことができる。

5 会長に事故あるときは、副会長が会長職を代行する。

（部会の設置）

第5条 会長は、認定・講習作業の円滑な実施を図るため各分野別に部会を設置することができる。

2 部会は、会長が指名する部会委員のほか、必要に応じ、専門知識を有する者を加えることができる。

3 部会長は部会委員の互選による。

（会 議）

第6条 認定協議会は会長が招集し、会長が、会議の議長となる。

2 会長は必要に応じ認定協議会委員以外の者の出席を求めることができる。

（認定後の処理）

第7条 認定協議会で認定した、検診従事者（機関）には会長名にて認定証を

交付し、その名簿を熊本県に報告するものとする。

2 熊本県は、市町村、保健所、一次検診機関等にその名簿を配布し検診事業の推進及び啓発にあたる。

(運営費用)

第8条 認定協議会運営の費用は、認定審査手数料、講習会受講料他をもって充てるものとする。なお、その金額は別途定めるものとする。

(庶務・会計)

第9条 認定協議会の庶務・会計は、熊本県医師会担当理事および事務局において処理する。

(雑 則)

第10条 この事項に定めるもののほか、認定協議会・部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(附 則)

- 1 この要項は平成13年4月1日から施行する。
- 2 協議会の設置当初委員は、第3条第2項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成14年3月31日までとする。
- 3 本協議会の会計は第9条の規定にかかわらず、当分の間熊本県医師会一般会計において処理するものとする。
- 4 この要項は、平成20年9月29日から施行する。
- 5 第9条の改正は平成25年4月1日から施行する。
- 6 第3条の改正は平成26年4月1日から施行する。